



JQAマネジメントシステム 登録の公表と 登録マーク使用の手引き



目次

1. はじめに	2
2. 登録公表の一般原則	2
3. 登録マークを使用する公表	2
3-1 登録マークの使用条件	2
3-2 登録マークの構成および指定色	3
3-3 登録マークの印刷およびWEBサイトへの掲載	3
3-4 登録マーク表示例	3
3-5 オプション用登録マークおよび複合マーク	5
4. 認定シンボルおよびその他のマーク	5
4-1 認定シンボルおよびその他のマーク共通の使用条件	5
4-2 認定シンボルおよびその他のマークの印刷ならびにWEBサイトへの掲載	6
4-3 個別の使用条件	6
5. 登録マークを使用しない公表	9
5-1 文言での公表	9
5-2 登録証の使用	9
5-3 IMS (統合マネジメントシステム) および統合プログラムについて	9
6. 取下げ、取消し、一時停止、登録範囲の縮小時の処置	10
7. 違反に対する処置	10

1. はじめに

この手引きは、マネジメントシステム審査登録制度に基づき、JQAにより認証された組織が、登録された事実を公表する場合の一般原則および使用条件を定めています。

《用語の定義》

この手引きで用いる用語の定義を説明します。

- ①登録マーク：登録組織がJQAの認証を受けていることを示すためにJQAによって交付されるマーク
- ②認定シンボル：JQAが認証機関として認定を受けた機関によって交付されるシンボル（一部認定機関ではマークまたはロゴと表現）
- ③その他のマーク：JQAが認証機関として認定を受けた業界専門委員会によって交付されるマークおよびJQAが国際認証機関ネットワーク(IQNET)のパートナーであることを示すマーク
- ④登録範囲：認証された、組織／製品・サービス／活動範囲に関する3つの要素を特定するもの
- ⑤登録組織：認証された、登録事業者および関連事業所（該当時）を組織の名称と所在地にて特定するもの
- ⑥登録活動範囲：認証された組織における、製品・サービス／活動範囲に関する2つの要素を特定するもの

2. 登録公表の一般原則

登録された事実を公表する場合は、以下の登録公表の一般原則を遵守してください。

登録公表の一般原則（遵守事項）

- (1) 登録証および付属書に記載された登録範囲で公表することができます。
- (2) 登録組織は一般社会、市場に対し登録証またはその一部の使用を含め、登録されたマネジメントシステムについての不正確な言及、または誤解を招く、あるいは登録範囲を逸脱すると考えられる公表は行わないでください。
- (3) 登録組織は製品、サービスまたはプロセスが認証されているとの誤解を招く恐れのある方法において登録の公表を行わないでください。
- (4) 登録の取下げ、取消しまたは一時停止が行われた場合は、それ以降登録の公表を中止または停止してください。また、登録範囲が縮小された場合は、速やかに新しい登録範囲での公表に変更してください。
- (5) 登録組織は認証機関および／または認証システムの評価を損なわせる、または社会的信用を失墜させる方法で登録の公表を行わないでください。

3. 登録マークを使用する公表

3-1 登録マークの使用条件

「2. 登録公表の一般原則」を前提として、登録組織は、登録マークを登録証および付属書に記載された登録範囲で使用することができます。登録マークを使用する場合には、以下の使用条件を遵守してください。なお、登録マークの使用料はございません。

登録マークの使用遵守事項

- (1) 登録マークのデザイン・形状比率は変更しないでください。縮小する場合はマーク内部の文字が読める程度に留めてください。
- (2) 登録マークの下部に、登録証番号*を必ず表記してください。
- (3) 登録範囲外では、原則として、登録マークを使用しないでください。例外として、登録組織外（登録組織と関連する登録対象外の営業所など）の方が使用する場合、登録マークの下部に登録証番号に加え、登録事業所、工場名、登録対象の製品／サービス活動等を表記し、登録範囲を明確に識別できる場合のみ使用できます。
- (4) 登録マークの商標権、その他の知的財産権はJQAに属します。登録マークを第三者に譲渡、貸与または利用許諾することはできません。

備考:登録マークを使用する製品／サービスのカタログ、名刺等のデザイン案を、事前に書面(FAX可)でご提出いただければ、デザイン案の内容を確認し回答いたします。

* 登録証番号をもとに、JQA WEBサイトから登録組織の登録範囲を確認することができます。

(<https://www.jqa.jp>→ISO認証→学びコンテンツ→登録事業者検索)

3-2 登録マークの構成および指定色

登録マークは上半部・下半部(含外枠)から成り、上半部は全規格共通の構成です。

下半部(含外枠)の構成と指定色は、規格ごとに異なります(登録マークの規格ごとの上半部・下半部指定色は、[「JQA マネジメントシステム登録マーク総合清刷り」](#)(以下、「総合清刷り」という)でご確認いただけます)。

登録マークは、原則として指定色で印刷してください。なお、全ての規格の登録マークは黒色一色(K100%)で印刷することもできます。登録マークは、カラーおよび黒色一色に加えて、青色一色の印刷もできます。それ以外の色の使用を希望する場合は、希望色およびその使用理由を事前に書面(様式およびご提出方法は問いません)にてお知らせください。書面の内容を確認した上で、使用可否をご連絡します。


総合清刷りは、JQA WEBサイト <https://www.jqa.jp>

→ ISO認証 → JQA登録組織向けサポート → 4.登録の公表と登録マークの使用
からご覧いただけます。

【品質】登録マーク — 構成および指定色

名称	指定色
帯および囲み枠	DIC N-891 または C90%+M60%
JQAマーク	DIC133 または C86%+Y60%
JQAロゴ	DIC N-891 または C90%+M60%
下半部	指定色は、規格ごとに異なります。
外枠	総合清刷りをご参照ください。

登録マーク



登録証番号*
(原則として黒色)

JQA-QMA○○○○○

※登録証番号は、登録証をご確認ください。品質の登録証番号は、登録証の発行された年月日により、上記の表示例とは異なっているものがありますので、ご注意ください。

3-3 登録マークの印刷およびWEBサイトへの掲載

登録マークの印刷およびWEBサイトへの掲載をする場合は、JQAが提供する電子データをご使用ください。

登録マークの電子データは、JQAメンバーズサイト([URL:https://www.jqa.jp/service_list/management/members/](https://www.jqa.jp/service_list/management/members/))の「登録マークを入手」をクリックしていただき、登録証にあるご使用したい規格のマークおよび認定シンボルをダウンロードしてください。なお、JQAメンバーズサイトへのログイン用ユーザー名およびパスワードは、登録証をお送りした際に同封したご案内文書またはE-mailで配信の「JQA ニュースレター」をご参照ください。



複合マーク、一部の認定機関シンボル等の電子データは、JQA WEBサイト <https://www.jqa.jp>

→ ISO認証 → JQA登録組織向けサポート → 4.登録の公表と登録マークの使用
から「[登録マークデータ送付依頼](#)」にてお申し込みください。

なお、登録マークの電子データのお申し込みは、登録組織のみに限らせていただきます。

3-4 登録マーク表示例

登録マークの下部に登録証番号を表記することを原則としますが、表示スペースがない場合は、登録マーク近辺に表記してください。登録証番号以外の識別表示も同様とします。

■カタログ・パンフレット(会社案内)/看板・WEBサイト・新聞・雑誌等(広告媒体)	
<p>〈登録範囲内の組織/製品/サービスのみ記載する場合〉</p> <p>表示例①</p>  <p>JQA-QMA○○○○○</p>	<p>〈登録範囲外の組織/製品/サービスの記載を含む場合〉</p> <p>表示例②</p>  <p>JQA-QMA○○○○○ 関西工場 合成ゴムの設計、開発及び製造</p>
登録証番号のみ表記してください。	登録証番号に加え、登録範囲を識別できるよう表記してください。
登録範囲外の親会社または販売関連会社等が発行する場合は、登録組織によってマーク表示を適切に管理していただく必要がありますので、JQAにお問い合わせください。	

■製品輸送用の大箱等

表示例③



JQA-QMA○○○○○

この製品は、ISO 9001の認証を取得した工場で製造されています。

登録証番号に加え、上記注釈文を表記してください。

最終ユーザーの手に渡らないと考えられる梱包箱にのみ表示できます。製品、個別包装および製品が充填された容器には製品認証との誤解を招くため表示できません。なおFSSC 22000およびISO 22000のJQA登録マークは、製品、大箱等も含め一切の包装、容器に表示はできません。

■各種印刷物

〈レターヘッド・レポート用紙・注文書・契約書等〉



JQA-QMA○○○○○

登録証番号のみ表記してください。

登録範囲外の組織／製品／サービスの記載を含む場合は、登録範囲を識別できるよう表記してください。表示例②をご参照ください。

〈保証書・取扱説明書・製品検査合格証明[※]等〉

表示例④



JQA-QMA○○○○○

この登録マークは製品またはサービスを
保証するものではありません。

登録証番号に加え、上記注釈文を表記してください。

※計測器の校正業務、試験業務および検査業務が登録活動範囲である登録組織が発行する校正証明書、試験成績書および検査報告書等には、製品認証との誤解を招くため表示できません。

■名刺

〈登録組織に所属し、登録活動範囲内で使用する場合〉



JQA-QMA○○○○○

登録証番号のみ表記してください。

表または裏に登録範囲外の組織／製品／サービス等の記載がある場合には、登録範囲を識別できるよう表記してください。
表示例⑤または⑥をご参照ください。

〈登録組織外および登録活動範囲外で使用する場合〉

表示例⑤

登録活動範囲外



JQA-QMA○○○○○

粘着テープ(包装・工業用)
の製造

表示例⑥

登録組織外および
登録活動範囲外



JQA-QMA○○○○○

株式会社○○○○ 関東工場
冷凍食品の製造

登録証番号に加え、登録範囲を識別できるよう表記してください。

表示に関して疑義がある場合には、JQAにお問い合わせください。

3-5 オプション用登録マークおよび複合マーク

(1) オプション用登録マーク

登録マークの代わりにオプション用として、ISO 9001、ISO 14001等の規格を表示したオプション用登録マークも使用できます。これらのマークは、登録マークの下半部にある「QUALITY SYSTEM」または「ENVIRONMENTAL SYSTEM」等の代わりにISO 9001、ISO 14001等の規格を表記しています。

オプション用登録マークの種類および指定色については、総合清刷りをご参照ください。

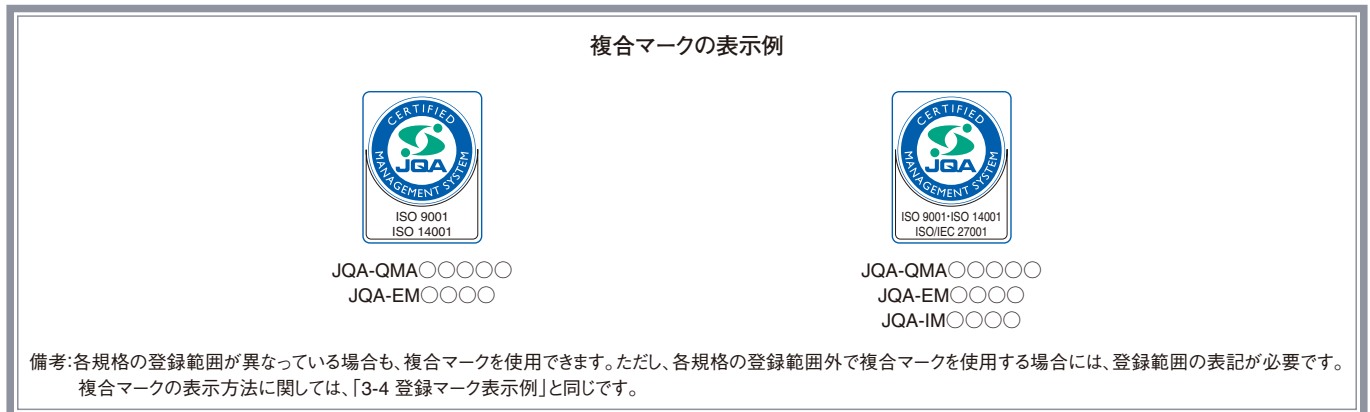


(2) 複合マーク

複数の規格で登録された登録組織は、複合マークをご使用いただけます。複合マークは、マーク内に複数の規格を表記したものです(ISO 9001・ISO 14001、ISO 9001・ISO/IEC 27001、ISO 9001・ISO 14001・ISO/IEC 27001等)。

複合マークの種類および指定色については、総合清刷りをご参照ください。

総合清刷りに表記されていない規格の複合マークについては、JQAにお問い合わせください。



4. 認定シンボルおよびその他のマーク

登録組織は、「2.登録公表の一般原則」を前提として、登録証に表示された各認定機関の認定シンボルおよびその他のマークを使用することができます。以下の事項にご留意の上、お使いください。認定シンボルおよびその他のマークの使用料はございません。

4-1 認定シンボルおよびその他のマーク共通の使用条件

- (1) 認定シンボルおよびその他のマークは単独での使用はできません。必ず登録マークと併用(近辺に表示)してください(登録マークと分離して表示しないでください)。
- (2) 認定シンボルを表示する場合は、各認定機関がJQAに付与した認定番号の表記が必要です。JQAでは各認定シンボルの下部に認定番号を表記した電子データを準備しています。
- (3) 認定シンボルおよびその他のマークは登録証に表示されているもので、かつ、登録証および付属書に記載された登録範囲で使用できます。
- (4) 製品、個別包装、製品が充填された容器、校正証明書、試験成績書および検査報告書等の書面には製品認証とみなされる恐れがあるため、認定シンボルおよびその他のマークの使用はできません。
- (5) 認定シンボルおよびその他のマークの表示は、明確に識別できるようにすることが必要です。縮小または拡大して表示する場合は、与えられた比率を維持し、変更しないでください。
- (6) 認定シンボルおよびその他のマークは、指定色以外は使用できません。

4-2 認定シンボルおよびその他のマークの印刷ならびにWEBサイトへの掲載

認定シンボルおよびその他のマークの印刷ならびにWEBサイトへの掲載をする場合は、JQAが提供する電子データをご使用ください。
(登録証等印刷物から電子データを作成しないでください。)

認定シンボルおよびその他のマークは総合清刷りからご覧いただけます。

認定シンボルについては、一部を除き、JQAメンバーズサイトより入手いただけます。

JQAメンバーズサイトに未掲載の認定シンボルおよびその他のマークの電子データは、「登録マークデータ送付依頼」にてお申し込みください。

なお、認定シンボルおよびその他のマークの電子データのお申し込みは、登録組織のみに限らせていただきます。

4-3 個別の使用条件

認定シンボル

(1) JAB認定シンボル(JAB:公益財団法人 日本適合性認定協会)

- ① JQAが提供した認定シンボルの解像度を保ち、分解・組換え等を行わないでください。
- ② WEBサイトに使用する場合、WEBサイト表示用の電子データをご使用ください。
- ③ 印刷物およびWEBサイト等を作成するため、総合清刷りまたは電子データを第三者(下請負業者等)に提供した場合、当該第三者にこれらの保護および漏洩防止の適切な管理を遵守させるよう要求してください。
- ④ 名刺に使用する場合、認証を受けた登録組織に所属し登録活動範囲の業務に従事している方のみが使用できます。
- ⑤ 詳細はJAB WEBサイト(<https://www.jab.or.jp>)から「認定シンボル使用規則」をご覧ください。

【シンボル見本】



MS
CM009

【使用例】



JQA-QMA○○○○○



MS
CM009

- ・印刷物にカラーで印刷する場合は、DIC579 (CMYK:C90 M62 Y21 K0) 相当をご使用ください。
- ・WEBサイト上では、RGB値:R0 G98 B157 相当をご使用ください。
- ・青色に代えて黒色、灰色、金色または銀色を使用することも可能です。
- ・下部の文字MSと認定番号は、黒色をご使用ください。
- ・内部の白抜きは図形の背景との対比が明瞭な無地としてください。
- ・単色刷り印刷物に使用する場合、上記にかかわらず、認定シンボル全体を当該印刷で使用されている同一の色で表示できます。この場合、認定シンボル全体を地色との明瞭な対比をもたせて表示してください。

(2) UKAS認定シンボル(UKAS:英国認証機関認定審議会)

- ① 登録マークを左に認定シンボルを右に配列し、両者を枠で囲むようにしてください。
- ② 認定シンボルの高さを20mm(認定番号を除く)以上にしてください。状況により20mm以下に縮小する場合は、判読可能な大きさとしてください。
- ③ 認定シンボルと認定番号は、拡大または縮小の際には、一つのまとまったものとして扱ってください。
- ④ 認定シンボルは車両、建物(事務所、工場、倉庫等)の外側および旗には表示できません。内部の壁、ドアおよび展示スタンドには表示できます。
- ⑤ 詳細はUKAS WEBサイト(<https://www.ukas.com>)をご覧ください。

【シンボル見本】



091

【使用例】



JQA-QMA○○○○○



091

- ・指定色は、白地クロ、黒地シロ、白地パープル、パープル地シロ(登録証には白地クロを使用します。)

(3) ISMS-AC認定シンボル (ISMS-AC: 情報マネジメントシステム認定センター)

- ① 認定シンボルを表示する場合には、登録マークとともに明確に識別できるように表示し、両者を枠で囲むようにしてください。
- ② 認定シンボルを他機関の認定シンボルと併せて表示できます。
- ③ 認定シンボルを報告書、カタログ、説明書、宣伝・広告用資料、出版物およびWEBサイト等に使用できます。この場合、登録範囲を明記してください。
- ④ 認定シンボルを付した封筒等に同封する物は、登録範囲内における文書、広告およびパンフレット等です。
- ⑤ 認定シンボルを名刺に使用できるのは、認証を受けた登録組織に所属し登録活動範囲の業務に従事する方のみです。
- ⑥ 認定シンボルは製品および場所には表示できません。また、製品および場所に対して適合性を示すような誤解を招く恐れのある文言を表記しないでください。
- ⑦ 詳細はISMS-AC WEBサイト(<https://isms.jp/>)をご覧ください。

【シンボル見本】



【使用例】



【両シンボルを使用する場合】



- ・基本表示は、指定色(DIC220またはプロセスカラー:C100%+M70%)によるカラー表示としてください。
- ・WEBサイトおよび電子情報に表示する場合の指定色は、WEBカラースライダー:003399またはRGBカラー:-R=000, G=051, B=153としてください。
- ・指定色以外に黒色一色(K100%)も使用できます。
- ・単色または2色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。
- ・背景色が濃い場合等で、認定シンボル部が見えづらい場合に限り、指定色部分と白抜き部分を反転させることができます。

その他のマーク

(1) IQNET-RC (IQNET Recognized Certification) マーク

(IQNET: 国際認証機関ネットワーク)

- ① ISO 9001/ISO 14001の規格の登録組織が使用できます。
- ② 登録証に表示されているIQNETロゴマークとは異なります。
- ③ 認定機関シンボル(JAB、UKAS)との同時表記はできません。
- ④ IQNET-RCマークには、さらに詳細な使用規則がございます。ご使用の場合は、必ず、以下のPDFファイルの内容をご確認願います。
(https://www.jqa.jp/service_list/management/pdf/iqnet_manual.pdf)

【マーク見本】



【使用例】



- ・指定色は、『PANTONE®661』/『C100,M80,Y0,K0』(印刷用)/『R0,G53,B148』(web用)です。
- ・指定色以外に黒色一色(K100%)も使用できます(ただし、指定色の使用が推奨されています)。

(2) QuEST Forumマーク (TL 9000マーク)

(QuEST : Quality Excellence for Suppliers of Telecommunications)

- ① TL 9000の規格の登録組織が使用できます。
- ② QuEST Forumマーク (TL 9000マーク) のダウンロードおよび使用方法に関しては、TIA QuEST ForumのTL 9000ポータルサイト (<https://tl9000.org>) をご覧ください。

【マーク見本】



(3) IATFマーク (IATF : 国際自動車産業特別委員会)

IATFの規定により、登録証以外にIATFマークを使用することは一切できません。

(4) IAFマーク (IAF : International Accreditation Forum (国際認定フォーラム))

IAFの規定により、登録組織はIAFマークを使用することはできません。

(5) FSSC 22000マーク

(FSSC 22000 : Foundation FSSCにより開発された認証スキーム)

- ① FSSC 22000の規格の登録組織が使用できます。
- ② FSSC 22000マークは登録マークとともに使用してください。
- ③ FSSC 22000マークは印刷物、パンフレット、名刺、WEBサイトおよび宣伝用資料に使用できます。
- ④ FSSC 22000マークは製品、製品ラベルまたは製品の梱包材料、容器、輸送用大箱には使用できません。また、製品、手順またはサービス自体が認証されているとの誤解を招く恐れのある方法においても使用できません。
- ⑤ 製品ラベルにFSSC 22000登録証を保有していること、または「FSSC 22000認証工場で製造されています」等の表現の表記はできません。
- ⑥ 詳細はFSSC WEBサイト (<https://www.fssc.com/>) をご覧ください。

【マーク見本】



【使用例】



JQA-FC0000

- ・ FSSC 22000マークは指定色をご使用ください。FSSC 22000マークの表示は明確に識別できるサイズで表示してください。
指定色:グリーン:PANTONE348U または CMYK=82/25/76/7、グレイ:60%ブラック または CMYK=0/0/0/60
- ・ 本文ならびに画像に黒および白を使用している場合は、FSSC 22000マークに黒色または白色を使用できます。

(6) JFSMマーク

(JFSMにより開発された認証スキーム)

- ① JFSMの規格の登録組織が使用できます。
- ② JFSMマークは登録マークとともに使用してください。
- ③ JFSMマークは印刷物、パンフレット、名刺、WEBサイトおよび宣伝用資料に使用できます。
- ④ JFSMマークは製品、製品ラベルまたは製品の梱包材料には使用できません。また、製品、手順またはサービス自体が認証されているとの誤解を招く恐れのある方法においても使用できません。
- ⑤ 製品ラベルにJFSM登録証を保有していること、または「JFSM認証工場で製造されています」等の表現の表記はできません。
- ⑥ 詳細はJFSM WEBサイト (<https://www.jfsm.or.jp/>) をご覧ください。

【マーク見本】



【使用例】



JQA-JF0000

- ・ 指定色は、黒部:TOYO COLOR FINDER CF97C墨またはプロセスカラー K100%、赤部:TOYO COLOR FINDER CF10101またはプロセスカラー M100%+Y100%、青部:TOYO COLOR FINDER CF10390またはプロセスカラー C70%+M10%です。
- ・ 白黒表示 (グレイを含む) をご希望の場合は、指定色がございませんので、JQAにお問い合わせください。

5. 登録マークを使用しない公表

5-1 文言での公表

登録マークを使用せずに登録された事実を文書等で公表する場合（認証されたマネジメントシステムを有することの表明）には、「2.登録公表の一般原則」を前提として、以下の事項を遵守してください。

■個別包装・製品が充填された容器・付帯情報（取扱説明書・保証書等）・製品輸送用の大箱

表示例①	株式会社〇〇〇〇 JQA-QMA〇〇〇〇〇〇 この製品は、品質マネジメントシステムの国際規格 ISO 9001の認証を取得した工場で製造されています。
<p>製品にはマネジメントシステム認証取得の表明はできません。製品、プロセスまたはサービスが認証されているとの誤解を招くような不正確な表明をしないでください。製品認証との誤解を招くような独自にデザインしたマークは使用しないでください。表明には、次の事項の引用を含めてください。</p> <p>1.登録組織名またはブランド等 2.マネジメントシステムの種類（品質、環境等）およびその適用規格 3.認証機関名または登録証番号</p> <p>表示に関して疑義がある場合には、JQAにお問い合わせください。FSSC 22000およびISO 22000の登録は、包装、容器、輸送用大箱での表明はできません。</p>	

■カタログ・パンフレット（会社案内）／看板・WEBサイト・新聞・雑誌等

〈全組織が登録されている場合〉 表示例② 株式会社〇〇〇〇 ISO 14001認証取得	〈登録範囲外の組織／製品／サービスの記載を含む〉 表示例③ 〇〇〇〇カンパニー ISO 14001認証取得 JQA-EM〇〇〇〇〇 コネクタ・ワイヤー・ハーネスの製造
登録の事実を表記してください。	登録証番号に加え、登録範囲を識別できるよう表記してください。
登録範囲外の親会社または販売関連会社等が発行する場合は、登録組織によって文言での公表を適切に管理していただく必要がありますので、JQAにお問い合わせください。	

■名刺

〈登録組織に所属し、登録活動範囲内で使用する場合〉 表示例④ 株式会社〇〇〇〇 ISO 9001認証取得 ※JQA-QMA〇〇〇〇〇	〈登録組織外および登録活動範囲外で使用する場合〉 表示例⑤ 株式会社〇〇〇〇 ISO 9001認証取得 登録範囲外 JQA-QMA〇〇〇〇〇 加工食品の製造 表示例⑥ 株式会社〇〇〇〇 赤坂工場 ISO 9001認証取得 登録組織外および登録範囲外 JQA-QMA〇〇〇〇〇 用紙及びフィルムの裁断加工
登録証番号のみ表記してください。※全社登録の場合には、登録証番号の表記は省略可能です。	登録証番号に加え、登録範囲を識別できるよう表記してください。
表または裏に登録対象外の組織／製品／サービス等の記載がある場合には、登録範囲を識別できるよう表記してください。表示例⑤または⑥をご参照ください。	表示に関して疑義がある場合には、JQAにお問い合わせください。

5-2 登録証の使用

登録証を印刷物およびWEBサイト等に表示することができます。この場合、登録証に記載されている文字が読める程度のサイズにしてください。登録範囲外の組織／製品／サービス等が表記されている場合は、登録証に加えて付属書も表示してください。付属書を表示する代わりに、付属書記載の登録組織または／および登録活動範囲を明示していただくこともできます。なお「登録証・付属書」は、最新版をご使用ください。

5-3 統合プログラムについて

統合プログラムは、規格の適合性審査ではなく、審査手法の一形態です。公表する場合は、第三者の誤解を招かないようご注意ください。なお、統合プログラムのマークはございません。

6. 取下げ、取消し、一時停止、登録範囲の縮小時の処置

■登録の取下げ・取消し

- ①登録を取下げたまたは取消された登録組織は、速やかに登録マーク(認定シンボルおよびその他のマークを含む)の使用および登録の公表を中止してください。
- ②登録マークを使用した文書等については、登録マーク(認定シンボルおよびその他のマークを含む)を抹消して使用するか、または抹消不可能な場合は使用を中止してください。
- ③総合清刷りを保有している場合は、廃棄していただき、登録マーク(認定シンボルおよびその他のマークを含む)の電子データを保存している場合は、復帰し得ない形で完全に消去してください。また、総合清刷りおよび登録マーク(認定シンボル およびその他のマークを含む)の電子データを第三者に提供した場合は、同様の処置を要求してください。

■登録の一時停止

登録の一時停止期間中の登録組織は、速やかに登録マーク(認定シンボルおよびその他のマークを含む)の使用および登録の公表を停止してください。

■登録範囲の縮小

登録証受領後速やかに、新しい登録活動範囲での公表に変更してください。

7. 違反に対する処置

登録後の定期審査、変更審査および更新審査時に、登録規格の要求事項に加え登録マーク(認定シンボルおよびその他のマークを含む)の使用状況または／および登録マークを使用しない文言での公表状況を確認させていただきます。登録組織がこの手引きに定めている事項に違反した場合、誤使用の修正処置を要求します。誤使用の修正処置が適切に取られなかった場合およびこの手引きに定めている事項に違反する使用が故意に行われていた場合等は状況判断により、期限を定めて登録組織の登録を一時停止します。登録の一時停止事由がJQAの定める期間内に解消しなかった場合、登録を取消します。

※登録公表の方法について

登録証のレプリカおよびステッカー・マークシール等の認証登録関連商品(有料)もございますので、ぜひご利用ください。
認証登録関連商品は、JQA WEBサイト → ISO認証 → JQA登録組織向けサポート → 6. 認証登録関連商品のご案内 → [オンラインショップ](#) からお申し込みください。



一般財団法人日本品質保証機構
マネジメントシステム部門

JQA WEBサイト <https://www.jqa.jp>